

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530578

研究課題名(和文) 監査難民問題と新興企業に対する監査契約の拒否問題に関する実験的研究

研究課題名(英文) Experimental Investigations of Client Rejection for Going Concern Reasons and Initial Public Offerings Concerns

研究代表者

加藤 達彦 (Tatsuhiko, Kato)

明治大学・商学部・教授

研究者番号：20204480

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：次の2つの監査法人の監査拒否の問題について、ゲーム理論を基礎にした経済実験を実施した。第1は、存続性に重大な懸念がある企業に対する大手監査法人の監査拒否の問題である、監査難民問題と呼ばれる。難民となった企業の監査を最終的に託されるのは中小の監査法人であり、その独立性に懸念が生じた。実験ではこの懸念は証明されなかった。また新興企業が上場する際に、監査法人が保守的になり監査拒否をする可能性が指摘され、監査人の損害賠償責任と関係があるとされていたが、実験では明確な関係は示されなかった。しかし質の悪い経営者が増加すると、経営者の質の調査に十分な努力が傾けられず、投資家の投資も減少することが示された。

研究成果の概要(英文)：The purpose of my research is to conduct experimental investigations on following client rejection issues based on the game theoretical settings. Big audit firms are reluctant to accept an audit offer from clients with going concern problems and it is small audit firms that accept this offer. Their independence is at stake. My research demonstrates that auditors with less market power don't compromise their independence, even if their clients are investment-averse. Client rejection leads to a huge economic loss and ultimately a market failure, through preventing high promising entrepreneurs from having access to capital markets. My research indicates that the strictness of legal liability does not have much impact on client rejection nor investor's decision. However, it suggests that the high frequency of the bad type entrepreneur should produce mutual defection between auditors and investors, that is, less frequent great effort at evaluating clients and less frequent investment.

研究分野：会計学 会計監査論

キーワード：監査難民 新興企業 監査拒否 ゲーム理論 経済実験 損害賠償責任

## 1. 研究開始当初の背景

リスクの高い企業に対する監査人の監査契約の拒否の問題は、国際会計士連盟やアメリカの公共監視審議会(POB)などで1990年代から議論されているが、日本において監査難民問題がクローズアップされたのは、2000年の赤井電機の事件以降である。東証一部上場企業である赤井電機は2000年の3月期決算で426億円の債務超過に陥っており、訴訟リスクの懸念から監査を引き受ける監査法人が現れず、財務諸表の提出が8月1日にずれ込んだ。結局監査を引き受けたのは個人の会計士であった。この問題を受けて、日本では2003年から継続企業の前提に関する監査が実施され、複数の監査人が監査を担当する組織監査が義務付けられた。

また、新興市場における不正経理の深刻化によって、上場を目指す新興企業の監査を躊躇する監査法人の態度が新たな問題となっている。これは新たな監査難民問題であるとともに、問題が従来よりはさらに深刻になっている。なぜなら経済活性化の切り札となるはずの企業が公開企業になる前に、一律に監査を拒否される恐れがあるからである。

## 2. 研究の目的

監査難民の問題は中小監査法人の独立性の問題と密接な関係がある。監査難民化した企業は大手監査法人に監査を拒否されることが多く、財務基盤の弱い中小の監査法人がその企業の監査を最終的に引き受けざるをえないという構図があるからである。本研究ではこの観点から、監査難民問題と監査人の独立性の関係について実験的市場を用いて分析しようとした。

また新規上場を目指す新興企業にとって大きな関門の1つに、監査を引き受ける監査人が見つかるか否かがある。監査人にとっても、損害賠償責任が重くなると、将来性が不透明な新興企業の監査を引き受けるか否かは難しい課題になる。監査を引き受けるリスクの高さから、企業を調査する手間暇を十分にかけずに監査を断り、その企業の成長の芽を摘むと同時に、投資家の有望な投資機会を奪う誘惑に駆られる可能性が出てくる。また監査人の損害賠償責任が逆に低すぎると、見返りの不確実な新興企業への投資に投資家がしり込みし、それが監査人の監査拒否を誘発する可能性もある。新興企業の将来性の判断には、経営者の誠実性や経営能力といった資質も重要であり、経営者との様々な接触やその企業の経営体質の分析などにしっかり手間暇をかけて、監査の可否を決めることが望ましい。

ゆえにこの研究のもう1つの目的は、監査人の損害賠償責任が、監査契約の拒否や

受諾の判断と投資家の投資意思決定にどのような影響を与えるかについて実験市場を用いて検証することである。

## 3. 研究の方法

### (1) 先行研究

監査契約の拒否や受諾の問題については、まずHuss and Jacobs(1991)が実施した会計事務所のフィールド研究があり、会計事務所の政策文書の調査とパートナーのインタビュー調査が行われた。またJohnstone and Bedard(2003・2004)の研究では、会計事務所が提供したデータが統計的に分析された。さらにJohnstone(2000)では、経験の高い会計事務所の監査部門のパートナーを用いて実験を実施している。これらの研究は、監査人のリスク評価のみに焦点が絞られており、経営者や投資家などのそれ以外の当事者のことは余り考慮されず、当事者が相互に影響を与え合うことについてはほとんど無視されている。

Laux and Newman(2010)のモデルでは、監査人の損害賠償責任と監査契約の拒否の関係について分析がされ、損害賠償責任の重さと監査契約の拒否にはU字型の関係があることが示された。彼らによれば、監査契約の拒否は、監査人の損害賠償責任が軽過ぎる場合と重過ぎる場合に多くなり、損害賠償責任がその中間の適切な範囲であれば低下する。しかし裁判費用のような無駄な費用が大きいと問題はさらに先鋭化するとしている。

加藤(2010)は、監査契約の拒否の問題を監査難民問題としてとらえて学生を被験者とする実験を試みた。中小監査法人の監査人とされた被験者に独立性に懸念ある行動は見られなかった。Deng *et al.*(2012)のモデルでは、監査人の損害賠償責任が重いと、過度に保守的な監査が実施され、将来有望な新興企業の経営者が意図的ではないにしても排除されてしまい、優れた経営プロジェクトへの投資が抑えられるとする。

### (2) 監査難民と監査人の独立性に関する実験

#### 実験の基本設定

実験は、会計事務所の強制交代制度が監査人の独立性に及ぼす影響を実験的に検証したDopuch *et al.*(2001)の研究を応用した。この研究は、学生を被験者とした経営者と監査人の一対一のコンピュータ・ゲームを用いている。ゲームでは、監査人が資産の品質を高品質と報告した時にのみ経営者は報酬を手に行き、経営者から監査契約の継続を受けた時にのみ監査人は報酬を手に入れることができる。ただし監査人が誤報告をした時には罰金が科される。これらの基本設定は彼らの研究の設定をそのまま踏襲した。しかしそれ以外について、設定に次のような大きな変更

を加えた。

彼らの実験では、監査人に経営者に有利な監査報告をするか否かを直接判断させている。しかしこの実験では、経営者の資産の質について決定的な証拠を得るために、監査証拠の収集の努力をするか否かを選択させた。監査人が努力を選択することにより、正しい監査報告の確率は上昇する。彼らの実験が、報告における独立性を重視しているのに対して、この実験では調査における独立性を重視した。それゆえにこの実験では努力の選択頻度が高いほど監査人の独立性は高いことになる。監査手続きを敢えて踏まずに、黙認という形で監査人の独立性が損なわれることが多い、日本の実情を反映した設定である。

もう1つの大きな変化は、この研究に応用できるように、経営者の指名を拒否できる監査人と拒否できない監査人を併存させたことである。指名を拒否できる監査人は大手監査法人の監査人の行動を示し、拒否できない監査人は中小監査法人の監査人の行動を示すと考えた。指名を拒否できる監査人は競争力があり、失った顧客を即座に代替可能である。ところが、指名を拒否できない監査人は競争力がなく、生き残りのために指名を受諾せざるをえず、独立性を失う判断を迫られる可能性が高い。指名拒否権の発動能力に監査人の独立性は最終的に依存するという設定である。

#### 実験市場の設定

実験では市場1と市場2の2つの市場が設定された。どちらの市場でも、経営者は每期自由に監査人を解雇するか継続するかを決めることができる。またどちらの市場でも交代の際に経営者の指名を拒否できる監査人と指名を拒否できない監査人が2名ずつ待機している。

市場1と市場2の唯一の相違は、経営者の設備投資のコストが市場2の方が非常に高くなっていることである。そのため、経営者は設備投資に慎重になり、経営者の資産の品質も低下する可能性が高い。経営者に指名された監査人は、監査証拠の収集のために努力を選択して、資産の品質に関する決定的な証拠を得ようとする。ところがそうすると、監査報告は経営者に不利なものになり、監査契約の継続を拒否される可能性も高くなる。経営者の指名を拒否できない監査人は、監査契約を維持するため、罰金を覚悟で敢えて努力を選択しない可能性が出てくる。逆に、指名を拒否できる監査人は指名を拒否することが多くなる可能性がある。

#### (3)新興企業に対する監査拒否に関する実験 実験の基本設定

この実験では、経営者の質を判断する監査手続と経営プロジェクトの質を評価する監査手続を分離した。これは、Laux and Newman(2010)のモデルの基本設定を踏襲したものである。まずコンピュータの経営者が投資家に経営プロジェクトを提案する。この提案に対して監査人と投資家に扮した被験者の学生が複数期間(20 期間)繰り返して取引を行う。これは、巨大監査法人の寡占と専門の投資ファンドの存在が新興市場では大きな影響を及ぼしている可能性を暗示したものである。実験のゲームは監査人が先手となり、後手の投資家は監査人の行動を観察して自分の行動を決定する。投資家は監査人が経営者の質の調査をいきなり拒否したか否かは分かるが、しっかり手間暇をかける調査を選択したか、余り手間暇をかけない調査を選択したかは分からない。

監査人がいきなり経営者の質の調査を拒否をすると、その期間のゲームは終了し次の期間に移る。また手間暇をかける調査の方が手間暇をかけない調査より倍のコストがかかるが、経営者の質を正しく評価できる確率は高まる。経営者の質が評価できなかった場合には、「経営者の性格は不明」という形で投資家にも知らされる。監査人はそれを受けて、コストをかけて経営プロジェクトの質を評価するか否かを決める。プロジェクトの評価は「悪いプロジェクト」を「良いプロジェクト」と誤報告する可能性がある(その逆の誤報告の可能性はない)。投資家はこの監査報告を受けて、経営プロジェクトに投資するか否かを決める。監査人は投資家が投資をすると始めて報酬を手に入れることができる。

投資家は損害を被った場合、監査人に損害賠償訴訟をすることができる。ただし経営プロジェクトに関する監査人の誤報告の場合にのみ、投資家に勝訴の可能性が生じる。投資家が損害賠償訴訟をするには高額な訴訟費用がかかるが、勝訴すればそれを含めた損失額全額を取り戻すことができる。その場合監査人がその額を全額負担しなければならない。一方投資家が敗訴した場合には、訴訟費用も含めて全額が投資家の負担となり、監査人の負担は一切生じない。

実験では、質の良い経営者と質の悪い経営者がランダムに発生する。経営プロジェクトについても、良いプロジェクトと悪いプロジェクトがランダムに発生するが、その確率は半々である。この結果、実験は実質的には監査人と投資家による一対一の対戦ゲームとなる。実験では、経営者の質が良く、かつ良いプロジェクトの場合にのみ経営プロジェクトは成功し、それ以外の場合には必ず失敗する。

なお監査人と投資家に対して次のような

機会利益の可能性を設けた。監査人がいきなり経営者の質の調査を拒否しても、それ以外の企業と契約を結び、一定の利益を稼げる機会が保証されている。監査報告を受けた投資家に対しても、そのプロジェクトに投資しなくても、それより収益力は低いより確実な投資機会が保証されている。

#### 実験市場の設定

実験は、投資家の損害賠償訴訟の勝訴の確率が異なる次の4つの市場に分けて実施された。市場3のみ質の良い経営者の確率を1/2とし、市場4と市場5と市場6は1/3とした。市場3以外は質の悪い経営者に出会う確率の方が非常に高くなる。また投資家の勝訴の確率は市場3市場4では1/2とし、市場5では1/10、市場6では9/10とし、この確率が監査人の損害賠償責任が重いかどうかを示す指標となる。市場5では監査人はほとんど損害賠償責任を問われないが、市場6ではほとんどの場合に損害賠償責任が問われることになる。なお以上の確率は被験者に周知されている。

質の良い経営者と質の悪い経営者が半々に現れる市場3では、監査人が経営者の性格の調査をいきなり拒否するよりは、「調査する」を選択した方が期待利得は高くなる。投資家は監査人が手間暇をかけた調査であれ手間暇をかけない調査であれ、「調査する」さえ選択してくれば、「投資する」を選択した方が期待利得は高くなる。ゆえに、市場3では「手間暇をかけた調査」と「投資する」が選択されることが予想される。

質の悪い経営者が多くなる市場4でも、監査人は「調査する」を選択した方が有利である。ただ市場3と異なり、監査人は手間暇をかけない調査を選択した方が期待利得は高くなる。投資家も市場3と同様に、「調査する」さえ選択されれば、「投資する」を選択した方が期待利得は高くなる。その結果市場4では「手間暇をかけない調査」と「投資する」が選択されることが予想される。ただし質の悪い経営者の性格が多くなる上に、手間暇をかけない調査を選択して質の良い経営者を見逃すことも増えるため、投資家の投資する」の頻度は市場3よりは減少することが予想される。

投資家が勝訴できる確率が低く監査人の損害賠償責任が低い市場5では、監査人は「手間暇をかけない調査」を選択すれば、もっとも高い期待利得を得る可能性がある。ところがこの場合投資家にとっては、「投資する」より「投資しない」を選択した方がより期待利得が高くなる。投資家は、投資の見返りがより確実な投資先が他に確保できるためである。もし投資家が「投資しない」を選択すると、監査にすでにコストをかけている監査

人の期待利得はマイナスになる。そのため監査人は最初からいきなり「調査しない」を選択することが合理的となる。ただし同じ監査人と投資家の取引が繰り返されるため、両者の間に互恵関係が生まれ、監査人が「調査する」を選択し、投資家が「投資する」を選択する可能性もある。

投資家の勝訴確率が高く監査人の損害賠償責任の重い市場6では、監査人がいきなり「調査しない」を選択し、投資家が「投資しない」を選択することを予想戦略とする予定であった。しかし設定に手違いがあり、監査人が「手間暇をかけない調査」を選択し、投資家が「投資する」が均衡戦略となっている。

この実験の前提では、質の悪い経営者が増加し、監査人の損害賠償責任が重くなると、監査人はより保守的になる。そのため「経営者の性格は不明」という調査結果が出ると、監査人は監査の続行を拒否するとした。またその場合に万一監査人が監査を続行して、「良いプロジェクト」という監査報告が出ても、投資家は投資をしないことが予想される。この前提の可否についても検証を加えた。

#### 4. 研究成果

##### (1) 監査難民と監査人の独立性に関する実験

図1 投資家の投資の頻度(%)

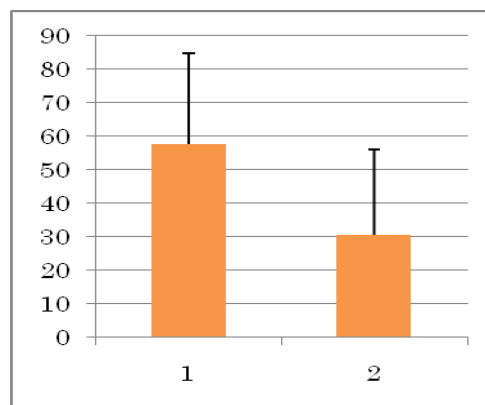


図2 監査人の努力の頻度(%)

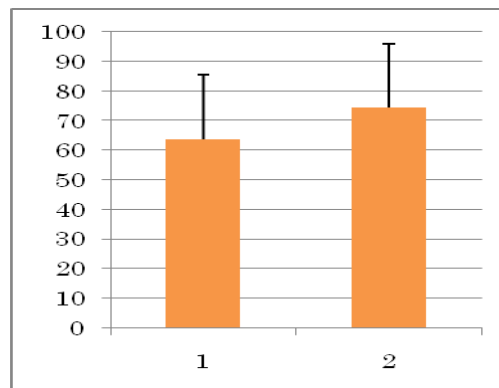


図3 監査人の解雇の頻度(%)

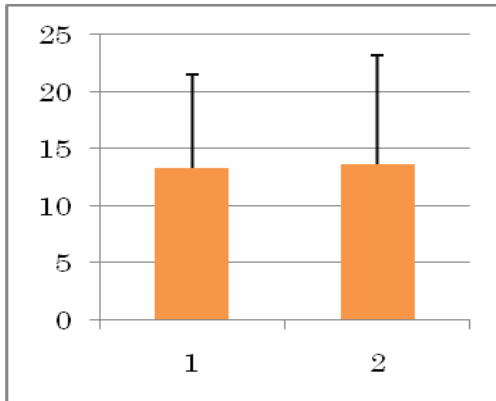


図1と図2と図3は、それぞれ市場1と市場2における経営者の投資・監査人の努力・監査人の解雇の全期間における頻度の平均と標準偏差を示している。投資コストの高い市場2では、投資家の投資は有意に減少し、監査人の努力は増加しているが、監査人の解雇の頻度には変化がなかった。

図4 市場2における監査人の努力の頻度(%)

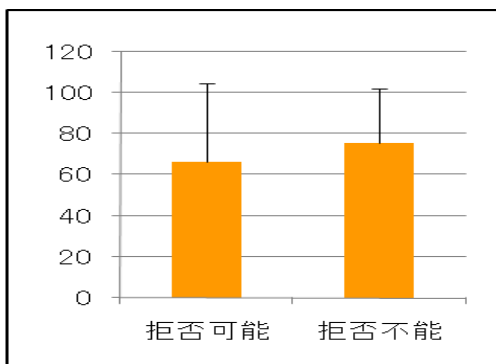


図4は、市場2における経営者の指名を拒否できる監査人と拒否できない監査人の努力の全期間における平均と標準偏差を示している。この図からも分かるように、両者の監査人の努力の頻度には相違が見られなかった。このため、指名拒否ができない中小監査法人の監査人の独立性に対する懸念は証明できなかった。ただ投資家が投資回避的になった市場2では、指名拒否ができる大手監査法人の監査人が指名拒否をする頻度が有意に増加した。指名拒否の回数は市場1では皆無であったが、市場2では少ないながらも、495総期間で計9回発生したからである。このことから、経営者に対するリスクが高くなると、監査人の監査拒否が発生する可能性があることは示された。

(2)新興企業に対する監査拒否に関する実験

図5と図6と図7は、それぞれ市場3から市場6における監査人の調査拒否・手間暇かけた調査・投資家の投資頻度の平均と標準偏差を示している。

図5 監査人の調査拒否の頻度

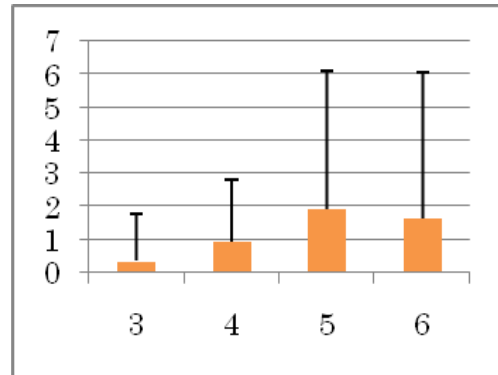


図6 手間暇をかけた調査の頻度

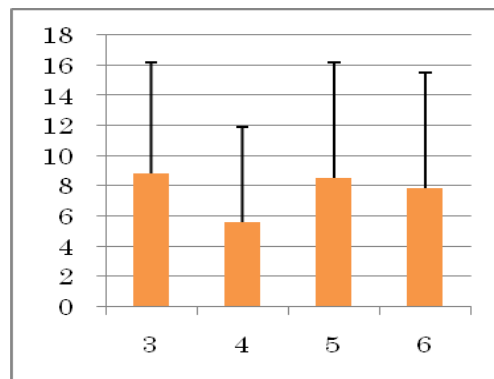
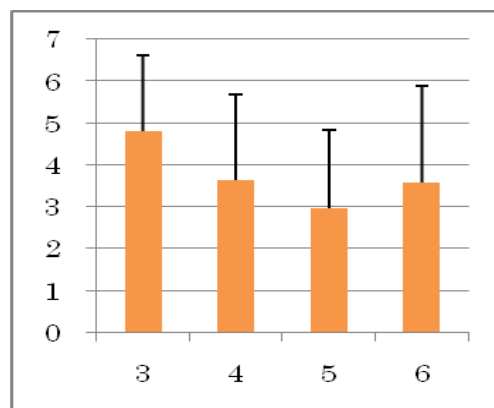


図7 投資家の投資の頻度



市場5と市場6で監査人がいきなり経営者の質の調査を拒否することは多くなったが、有意性のあるものではなかった。同じ監査人と投資家の間で取引が繰り返されるため、相互に互恵関係が生まれて、調査拒否が回避された可能性がある。質の悪い経営者の頻度が上がると、監査人の手間暇かけた調査の頻度が減少したが、監査人の損害賠償責任の軽重による頻度の相違は見られなかった。投資家の投資の頻度も、質の悪い経営者が増えると減少したが、監査人の損害賠償責任の軽重には左右されなかった。やはり監査人と投資家の間における取引の繰り返しが互恵関係を生み出し、投資の頻度が減少することを妨げた可能性がある。

図8 監査拒否の頻度(%)

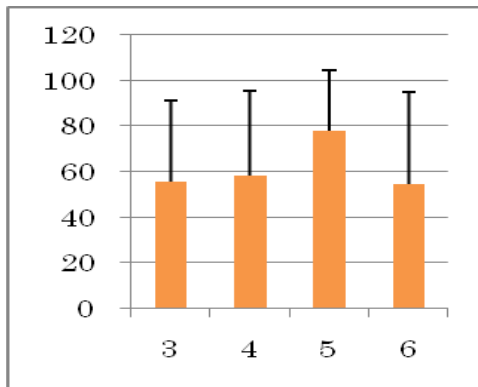


図9 投資拒否の頻度(%)

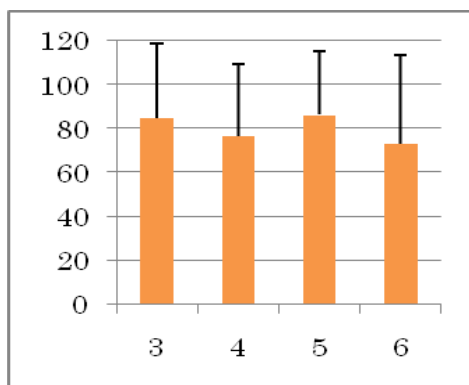


図8と図9はそれぞれ市場3から市場6における監査拒否と投資拒否の頻度の平均と標準偏差である。監査拒否と投資拒否とは、「経営者の性格は不明」という調査結果が出た場合について、それぞれ監査が続行されなかった場合と、監査が続行されて「良いプロジェクト」という監査報告にもかかわらず、投資がされなかった場合である。監査拒否と投資拒否の頻度はどちらも質の悪い経営者の割合には左右されず、予想した100%にはほど遠い水準であった。投資拒否の頻度は損害賠償責任の軽重にも左右されなかった。

質の悪い経営者の割合や損害賠償責任の軽重に関係なく、監査人は監査契約の受諾にむしろ積極的であり、投資家も危険な投資判断を十分に回避しようとしないう傾向があった。最近日本で新規上場企業の業績予想の下方修正や不正が相次ぐ。新規上場の急増で、監査法人が新興企業との監査契約の獲得に前向きになり監査が甘くなったことが指摘されている。実験の結果は、最近の日本の状況を示しているとも考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

加藤達彦, 質の悪い経営者の増加と監査人

の損害賠償責任が監査拒否と投資判断に及ぼす影響, 会計, 査読無, 187 巻 5 号, 2015, 596-607

加藤達彦, フランスにおける会計検査の新展開 最新の検査報告書における監査証明の分析から, 明大商学論叢, 査読有, 97 巻 2 号, 2015, 79-114

加藤達彦, 監査契約の拒否と監査人の損害賠償責任, 産業経理, 査読無, 74 巻 2 号, 2014, 33-43

加藤達彦, 監査法人の強制交代の制度化と監査契約の拒否が監査人の独立性に及ぼす影響 実験的検証, 会計, 査読無, 184 巻 2 号, 2013, 153-165

〔学会発表〕(計3件)

Tatsuhiko Kato, An Experimental Investigation of Audit Liability and Client Rejection, European Accounting Association, Glasgow, United Kingdom, 28/4/2015

加藤達彦, 強制監査法人交代の制度化と監査契約の拒否に関する実験的検証, 日本会計研究学会, 中部大学 5/9/2013

Tatsuhiko Kato, The Effect of Mandatory Audit Firm Rotation and Client Rejection on Auditor Independence: An Experimental Investigation, European Accounting Association, Paris, France, 6/5/2013.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤達彦 (Tatsuhiko Kato) 明治大学商学部・教授

研究者番号: 20294480